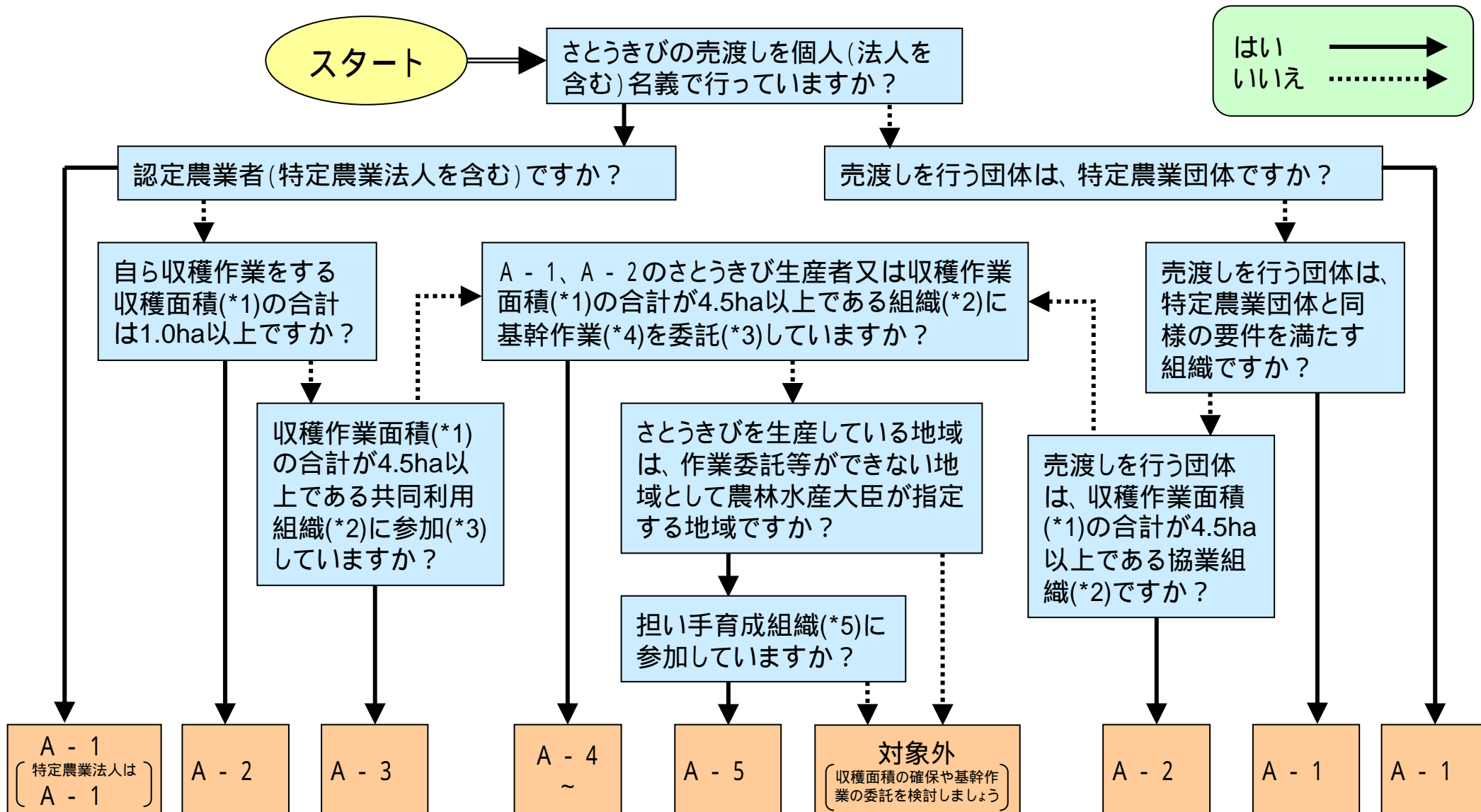


対象甘味資源作物生産者要件審査申請の要件区分判定チャート



*1: 収穫(作業)面積は、作付面積(収穫部分に限る)と収穫作業の受託面積の合計から、収穫作業の委託面積を引いた面積となります。

*2: 栽培に関する基幹作業に係る管理者(オペレーター)を定めている組織に限ります。

*3: 共同利用・委託に供した実面積(最も実面積が大きい基幹作業に係るもの(特例あり))が、作付面積(収穫部分に限る)の1/2(19年度から21年度に限り1/3)以上である場合に限りします。

*4: 基幹作業とは、耕起・整地、株出管理、植付け、収穫のうち、いずれか1作業となります。

*5: 地域のさとうきび生産者の1/2以上が参加している組織に限ります。